

平成24年度第12回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成25年 3月22日（金） 午後3時30分
場 所 教育委員会 第一会議室

< 議 事 >

議第35号 天童市立公民館長の任命について

< 可決する >

公民館長13人 任期：平成27年3月31日まで

質問・意見等は無し。

議第36号 天童市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

< 可決する >

質問・意見等は無し。

議第37号 天童市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置要綱の制定について

< 可決する >

審議経過

委 員：具体的なスケジュールはどのように考えているのですか。

事務局：スケジュールにつきましては、4月に委員の選考を行い、5月、7月、2月と検討委員会を開催いたしまして、平成26年度からアレルギー対応食の提供を実施していきたいと考えています。

委 員：委員15名の選び方は要綱の3条2項にありますが、もう確定なのでしょうか。

事務局：要綱の3条2項にありますが（1）から（7）までの組織の代表については、事務局の原案として考えております。

委 員：検討委員会を設置する場合、当事者である保護者の意見も必要であると思うので、（8）にあるその他教育委員会が必要と認める者として、保護者を入れてはどうかと思います。

事務局：アレルギーを持っている児童生徒の保護者にするか、PTAの会長にするか、検討したいと思います。

委 員：学校給食センター運営委員会は、PTAの会長、副会長が入っております。当事者の親が入ってしまうと混乱を招く恐れもありますので、運営委員会と同じようにPTAの会長を入れたほうが良いと思います。

委 員：ただ今の意見も含めて、再検討をお願いします。

委員：アレルギー児童生徒の92名は親からの申し出であるというのは、なるほどなあと思いました。親が食べられないから子供も食べられないと思っている方が結構いると思います。はっきりしたところがわからないのではないかなと思います。

委員：要綱の第2条の所掌事務にアレルギーを発症する児童生徒の把握とあるが、具体的にどのようにして把握するのですか。

事務局：基本的には、医師の診断書を提出していただき、人数を把握したいと考えております。

委員：医者にかかっていない児童でも、ものを食べて突然発症する場合もあるのではないかな。

事務局：その日の体調により発症することもあると思います。

委員：先天性でなく、後天性で症状が出る場合もあるのではないのでしょうか。

事務局：把握について、申し出により行うのか、あるいは、全員検査をするのか、どういう方法で行うのか検討すべきであると思います。アレルギー検査は、血液検査で行います。就学児検診で全員から血液を採取しているのかという問題もありますので、今後、検討が必要であると思います。